(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十月二十日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大分県佐伯市・玖珠郡玖珠町・九重町（以上一市二町について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁並びに佐伯市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十月二十日

農林水産大臣　赤松　広隆

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県日田市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県日田市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○海上保安庁告示第二百七十八号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十月二十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　中電島根原発A灯浮標
位置
所在地　恵曇灯台（島根県松江市）の東方約三・一キロメートル
北緯　三五―三二―四五
東経　一三三―〇〇―〇九
廃止年月日　平成二十一年八月十九日

名称　中電島根原発B灯浮標
位置
所在地　恵曇灯台（島根県松江市）の東北東方約三・一キロメートル
北緯　三五―三二―五一
東経　一三三―〇〇―〇八
廃止年月日　平成二十一年八月十九日

名称　中電島根原発C灯浮標
位置
所在地　恵曇灯台（島根県松江市）の東北東方約二・五キロメートル
北緯　三五―三二―五一
東経　一三二―五九―四五
廃止年月日　平成二十一年八月十九日

○海上保安庁告示第二百七十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十月二十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　備讃瀬戸東航路第一号灯浮標
位置
所在地　大槌島（香川県高松市）山頂の東南東方約八〇〇メートル
北緯　三四―二四―五四
東経　一三三―五五―四八
変更した事項　塗色及び構造
記事　緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形
1　この灯浮標は、海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第七条に定める同航路の速力制限区間の西側の境界を示す。
2　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十一年八月十九日

名称　待網埼灯台
位置
所在地　鹿児島県大島郡瀬戸内町（待網埼）
北緯　二八―〇七―〇六
東経　一二九―二〇―三二
変更した事項　光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・八メートル　平均水面上から灯火まで一八メートル
変更年月日　平成二十一年八月十九日

○海上保安庁告示第二百八十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十月二十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　宮津黒埼灯台
位置
所在地　京都府宮津市（黒埼）
北緯　三五―三五―五二
東経　一三五―一五―一五
変更した事項　光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　平成二十一年八月二十日

名称　姫川港沖防波堤東灯台
位置
所在地　新潟県糸魚川市（姫川港沖防波堤東端）
北緯　三七―〇三―〇八
東経　一三七―五〇―五九
変更した事項　位置
所在地　新潟県姫川港（沖防波堤東端）
北緯　三七―〇三―〇八
東経　一三七―五〇―五九
変更年月日　平成二十一年八月二十日

○海上保安庁告示第二百八十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十月二十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　米ノ津港名護金比羅防波堤灯台
位置
所在地　鹿児島県米ノ津港（名護金比羅防波堤外端）
北緯　三二―〇七―三二
東経　一三〇―一九―三九